

## 第3章 施策の推進

### 第1節 施策の目標と体系

#### 1. 施策の目標

基本目標を効果的に実現するため、地域福祉推進の戦略を踏まえながら、次の5つの施策目標を掲げ、総合的かつ計画的に施策を推進します。

**互いにささえ合う 心ふれあうまち 湯沢**

～地域にある力を生かし

連携の和（輪）をつなげあう「ネットワーク」づくり～

**戦 略**

地域にある力を生かし、  
共助の意識と仕組みづくり

地域を包括して支援する  
ネットワークづくり

**施策の目標**

#### 施策目標1 「こころ豊かな福祉文化をつくりだすまちづくり」

人間としての尊厳と人権尊重を原点に、一人ひとりがお互いを認め合い、ささえ合う、こころ豊かな暮らしと地域社会を実現するため、福祉と教育を結び付け、福祉をささえる人々、こころ豊かな福祉文化をつくりだします。

#### 施策目標2 「地域の力を生かし 福祉のまちづくり」

地域には、まだまだ「向こう3軒両隣り」の意識が残っています。また、社会福祉法人やNPO法人が市内各地域に数多く設立されてきております。地域には、かつてない地域力があります。これらの力を生かした福祉のまちづくりに取り組みます。

#### 施策目標3 「互いにささえ合う 安心のまちづくり」

地域で暮らす方々が、互いにふれあい、ささえ合う仕組みを整え、人と人、地域と地域を結ぶ連携の和（輪）をつなげあう「絆」づくりに取り組みます。

#### 施策目標4 「地域を包括した質の高い支援を可能とする福祉のまちづくり」

自立を支援する福祉サービスの適正な利用を促進するとともに、利用者本位の質の高い多様なサービスができる体制が必要です。そのためには、地域が制度別・年齢別で動いている意識から、地域を包括して支援するという理念を共有する体制づくりに取り組みます。

## 施策目標 5 「総合的に取り組む福祉のまちづくり」

地域におけるさまざまな生活課題に対応するためには、専門的な取り組みとともに、それぞれの専門分野のサービスを効果的につなぎ、総合的に対応することが重要です。湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の協働機能の充実をさらに図り、総合的に取り組む福祉のまちづくりに取り組みます。

## 2. 施策の体系

施策目標にそって次のとおり体系的に施策を推進します。

施策目標	施策
<p>こころ豊かな福祉の文化をつくりだすまちづくり</p>	<p>人間としての尊厳と人権尊重（権利擁護思想の推進） 福祉と教育の連携（生涯学習との連携、社会福祉法人・NPOとの連携） 福祉の文化を創造（理念共有の推進）</p>
<p>地域の力を生かし福祉のまちづくり</p>	<p>地域のことは地域で！「地域ルネッサンス」 地域福祉をささえる人づくり 地域福祉活動の場づくり ・地域福祉活動と社会福祉法人の役割</p>
<p>互いにささえ合う安心のまちづくり</p>	<p>共助の仕組みづくり 安心のネットワークづくり 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との協働 地域の力を生かした住みよいまちづくり ・民生委員、相談員、福祉関係団体、ボランティア団体等 ・防災・災害対策の体制づくり ・災害時要援護者避難支援プランとの連携</p>
<p>地域を包括した質の高い支援を可能とする福祉のまちづくり</p>	<p>相談支援体制の充実 ・地域福祉を総合的に推進する相談支援センター体制の構築 ・相談支援専門職員の質の向上を実現 地域包括支援ネットワーク協議会の推進 ・地域の情報共有と総合調整機能の構築 総合的な地域福祉に取り組む施策の展開 ・社会福祉法人のグランドデザイン 権利擁護に取り組む施策の展開</p>
<p>総合的に取り組む福祉のまちづくり</p>	<p>公助・共助・協働のネットワークづくり 地域生活と健康福祉のネットワークづくり 世代をつなぐ支援の仕組みづくり 若い者には負けない高齢者が元気なまちづくり ・介護予防事業 子どもが元気なまちづくり ともに生きる、ささえ合いのまちづくり</p>

## 第2節 施策の展開

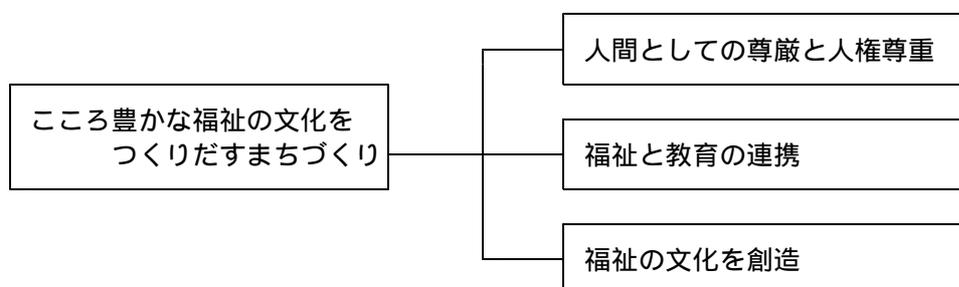
施策目標に沿って、施策展開の方針や主な取り組みを明らかにし、市民をはじめ多様な主体と協働して、効果的に地域福祉を推進します。

### 1 「こころ豊かな福祉の文化をつくりだすまちづくり」

福祉は、一人ひとりの市民が年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中で当たり前暮らしを支援しようとするものです。ともに生きるこころ豊かな社会を創造するため、お互いの人権を尊重するとともに、互いにささえ合い、力を合わせて、地域福祉を進めていこうという意識や気運を高めることが大切になります。

一人ひとりの主体的な参加を促進しながら、みんなの力で福祉のまちづくりを進めるため、福祉と教育の分野の連携を強化しながら、人権や地域福祉に対する市民の関心と理解を深め、人間の尊厳を基本とするこころ豊かな福祉文化をつくりだすまちづくりをします。

#### 施策の展開



## 施策推進の方針

### (1) 人間としての尊厳と人権尊重（権利擁護思想の推進）

#### 権利擁護思想の推進

- 1) 日々の暮らしの中で誰もが互いに認め、尊重し合える地域の土壌をつくり、暮らしに根ざした福祉のまちづくりや人権活動を進められるよう、「高齢者虐待防止法」、「児童虐待防止法」及び「障害者基本法」などを踏まえ、家庭、学校、職場、地域と連携して、人権意識の向上を図るための人権学習や啓発を進めます。
- 2) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会に「虐待対策専門チーム」を設置し、高齢者・障がい者・児童の虐待に対して、市民からの通報窓口を一本化し、さまざまな虐待に対応できる力をつけながら、市民から信頼される、具体的な専門チームをつくり対応していきます。
- 3) 高齢者、障がい者、年齢、性別などに関わらず、全ての市民が尊厳を持って、その人らしく、安心してさまざまな活動に参加し、生きがいを持って暮らすために、ノーマライゼーションの理念のもとに、さまざまな制度や慣習、施設などを見直し、建造物や心のバリアフリー化に取り組むとともに誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及を進めます。
- 4) 学校や生涯学習の場で人権教育を充実するとともに、人権擁護委員や保護司会及び民生委員・児童委員を中心にさまざまな機関や団体との連携を強化するなど、さまざまな主体と力を合わせて幅広く人権施策を進めるための体制を充実します。

#### 男女共同参画の推進

- 1) 男女の固定的な役割分担意識を改め、家庭、地域、職場における制度や慣習の見直しを進めるため、学校や社会教育の場で男女共同参画に関する学習機会を充実するとともに、講演会やイベント、広報などを通して積極的な啓発活動を進めます。
- 2) 政策形成や身近な地域づくり活動など、あらゆる分野への男女共同参画を促進するため、審議会や各種団体の役員への女性の参画を促進します。
- 3) 職場での男女共同参画を進めるため男女雇用機会均等法などの適切な運用を促がすとともに、職業と家事や育児、介護などが両立できるよう家庭での男性の家事分担や子育て、介護支援などの福祉サービスの適切な利用を促進します。
- 4) 女性の特性に応じて健康で安心して暮らせるよう、母性の保護や母子保健の取り組みを充実します。また、家庭内暴力や性的嫌がらせなど、さまざまな問題についての相談機会や体制を充実します。

### (2) 福祉と教育の連携（生涯学習との連携、社会福祉法人・NPO 法人等との連携）

- 1) 地域福祉は、一人ひとりが地域で自分らしく暮らしていけるように、全ての人々の力で進めていくものです。誰もが地域福祉の担い手として、それぞれの役割に応じて地域福祉の活動に参加し、協働して福祉のまちづくりが進められるよう、社会福祉協議会の「福祉教育活動」や社会福祉法人や NPO 法人が開催している「福祉公開講座」等の連携を図りながら、地域福祉について積極的な情報提供、イベントや講演会の開催、広報活動などを進め、市民の地域福祉への関心や理解を深めます。
- 2) 児童・生徒の福祉に対する知識や関心を高めるため、学校における福祉、健康教育を積極的に進め、総合的な学習時間を活用したまちづくり活動への参加、福祉ボランティアの体験などを通じ、地域の

人々や高齢者、障がい者など多様な人々との交流を深める機会を充実します。

- 3) 生涯学習や社会教育における健康づくりや福祉教育を充実し、さまざまな学習の成果を生かして福祉のまちづくりやボランティア活動などが進められるよう、社会福祉協議会が中心となって、学校、公民館、福祉施設等との連携を強化します。また、福祉施設の地域交流スペースや公民館、学校などの社会資源を活用して、地区の実情に応じた住民の創意を活かしながら、地域の福祉活動や交流の拠点となる「まちのふれあい室」や、社会福祉協議会の地域福祉活動として取り組んでいる「きっさこ」「やすんでたんせ」等の「ふれあいサロン」をさらに段階的に整備し、共同募金の配分金の有効な活用策として、さまざまな地区の支援団体による活動の裾野を拡げます。

### (3) 福祉の文化を創造（理念共有の推進）

- 1) 誰もが地域の中でともに生き、ともにささえ合いながら、人としてのしあわせを実感することができる心豊かな福祉文化を育むため、自治組織・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人、学校、福祉団体など、さまざまな分野の機関や組織のネットワークを形成し、地域福祉についての課題や問題等を共有し、その共有した課題や問題を誰が、どのようにして解決していくのかについて、「湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会」を通じて、協働による地域福祉を推進します。
- 2) 地域福祉を推進するための担い手を育成するため、「湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会」及び社会福祉協議会や社会福祉法人等と連携して、人材育成プログラムの作成や地域福祉講座、各種の研修会を開催し、福祉の文化の醸成を図ります。
- 3) 豊かな自然や歴史・文化、さまざまな文化的背景を持つ市民の力など、湯沢の地域資源を生かしながら、成熟した社会にふさわしい質の高い生活文化を育むため、生涯学習と福祉、地域づくりとの連携を強化し、総合振興計画に掲げるまちづくりの基本理念「幸せを実感できるまちをつくる」「住むことを誇れるまちをつくる」「夢を持ち続けられるまちをつくる」を共有しながら、市民ぐるみで福祉のまちづくりに取り組みます。

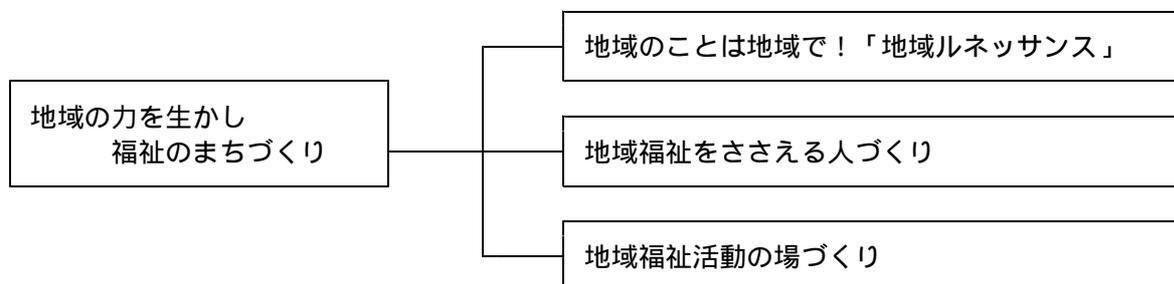
## 2 「地域の力を生かし 福祉のまちづくり」

誰もがしあわせを実感できる暮らしを創造するためには、一人ひとりが自身の選択と責任のもとに、自身の夢の実現やさまざまな問題の解決を図るために主体的に行動していくことが必要です。同時に、地域のさまざまな生活課題の解決に向けて、積極的に地域づくりに参加し、力を合わせていくことが不可欠です。こうしたことから、湯沢市では、地域住民の自立や主体性を尊重しながら「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治を確立するため、自治組織をはじめとする住民主体の地域づくりに積極的に取り組んでいます。

地域福祉は、一人ひとりの主体的な参加のもとに、人々の力を合わせてさまざまな生活課題の解決を図ろうとするものであり、地域づくりそのものであるといえます。

これまでの地域づくりの経過や成果を生かしながら、「人の力を生かし 地域の力を高める」という戦略を踏まえつつ、地域の資源や特性を生かした地域福祉活動を進めるための計画づくり、地域福祉への市民参加の仕組みづくり、多様な人々の活動や交流の場づくりなどに取り組み、地域づくりと一体的に福祉のまちづくりを進めます。

### 施策の展開



## 施策推進の方針

### (1) 地域のことは地域で！「地域ルネッサンス」

#### 地域づくりの推進

- 1) 湯沢市の最大の資源である人の力を生かし、住民自治を基本に、地域で暮らす住民が主体となって地域づくりを活発に展開できるよう、まちづくり交付金制度など財政的な支援、まちづくりセミナーによる情報提供などを引き続き進めます。さらに、地域住民の意向を踏まえながら各種事務の地域への委託・委譲などを進め、市内分権を積極的に進めます。
- 2) 住民やNPO、行政などさまざまな主体が、地域づくりの理念や将来像を共有しながら、協働して個性豊かな魅力ある地域づくりを進めるため、地域づくりの基本的な指針となる地域ビジョンの策定を促進し、総合振興計画をはじめとする行政計画に反映します。
- 3) 地域間の交流・連携を強化し、地域資源の相互利用を進めるなど、地域間の相互補完の仕組みづくりや共通の課題の解決に向けた協力体制の充実などに取り組みます。
- 4) 災害時要援護者の避難を支援するため、町内会単位で地域の要援護者リストを作成するなど、普段の生活の中で、お互いにささえ合う地域の力(「地域力」)が防災の力(「防災力」)になることを共有し、地域づくりの推進に生かします。

#### ボランティア・市民活動等の促進

- 1) 福祉をはじめ環境・教育・文化などのさまざまな分野のNPOやボランティアなどの市民活動が、それぞれの特徴を發揮しながら活発に進められるよう、市民活動に関する情報提供、相談、人材育成などの支援、団体間の交流機会の拡充などを進めます。
- 2) 生活者の視点を重視しつつ、多様な市民のニーズに対応するため、高齢者世帯等の除排雪や広報の配布のシルバー人材センターや、視覚に障がいのある方々へ広報をテープに吹き込んでお届けしてくれている声のボランティア「こだま」等との協働事業の展開などを進めます。

### (2) 地域福祉をささえる人づくり

地域には、市民の相談に応じ援助を行う介護支援専門員や障がい者相談支援専門員、児童(家庭)相談員などの専門職や民生委員・児童委員のほか、健康づくり推進員、食生活改善推進員、福祉ボランティア、その他の団体や各種サークルやグループなど、地域福祉活動を担う人々が大勢います。多様な人々が力を合わせて、福祉のまちづくりが進められるよう、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会などを中心に情報の共有を図るネットワークの形成と組織化を図り、相談機能を一元・集中化した総合相談支援センターを設置するなど、地域福祉に関する話し合いや学習、計画的な活動を推進し、地域の多様な人材を育成し、地域に生かすことができるように努めます。

### (3) 地域福祉活動の場づくり (地域福祉活動と社会福祉法人の役割)

地域福祉を効果的に進めるためには、多様な主体がそれぞれの特徴や役割を踏まえながら、相互理解と協力のもとに協働して取り組むことが求められます。地域福祉活動をより効果的に推進するためには、社会福祉協議会を中心に企画・立案の段階から、市内の社会福祉法人やNPO等の社会福祉推進母体との連携の場をつくり、さらに地域に暮らす住民を中心にさまざまな団体や福祉施設、行政などの連携を密にし、さまざまな活動や福祉サービスをつなぐなど、多様な協働のネットワークづくりを進めます。

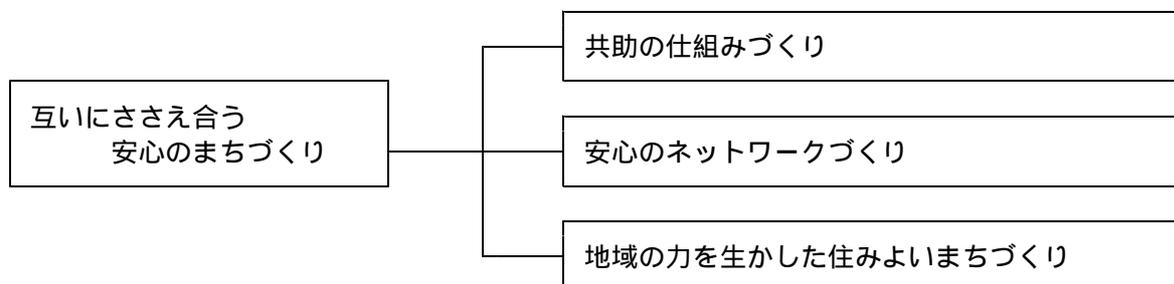
### 3 「互いにささえ合う 安心のまちづくり」

地域で安心して暮らしていくためには、自立を基本に、できるだけ身近なところで、互いにささえ合い、助け合うことができるような仕組みを整える必要があります。

少子高齢化が進む中、思いやりの気持ちを大切にしながら高齢者の健康づくりや地域での見守り、子育て支援や青少年の健全育成など、地域でできる住民相互のささえ合いや助け合いの活動を積極的に進めます。

地域における住民の多様なニーズに対応するため、地域住民のささえ合いを基本に、NPO法人やボランティア、社会福祉法人、企業、行政などと連携、協力して地域福祉を進めるとともに、保健・医療・福祉をはじめ教育やスポーツ、交通などの分野をつなぐなど、住民の安心な暮らしをささえる多様なネットワークを形成し、信頼の絆に結ばれた、心豊かな暮らしと地域を創造します。

#### 施策の展開



## 施策推進の方針

### (1) 共助の仕組みづくり

#### 住民の交流と助け合いの促進

- 1) 社会福祉基礎構造改革の趣旨に沿って、社会福祉事業の中心的担い手としての社会福祉法人等が、質の高い福祉分野の事業の充実を図っていただくよう、民間でできるものについては、積極的に民間に委ねるなど、合意形成を図りつつ、政策形成、調整、評価機能を充実するなど、質の高い効果と効率的な行政運営を行います。
- 2) 選択と集中を基本に、行政の責任で実施しなければならない真に必要な効果的な施策やサービスに重点的に取り組むため、さまざまな福祉事業やサービスの見直し、効率化を進めます。また、受益と負担のあり方を見直し、必要に応じて福祉サービスに対する適切な負担を求めるなど、持続可能な社会福祉の仕組みを構築します。
- 3) 近隣住民の交流を深めるため、町内会単位であいさつ運動、声かけ運動をはじめとし、高齢者が集える「ふれあいサロン」や子育て中の親子が集える「子育て支援センター」、「ファミリーサポートセンター」、「やすんでたんせ」、「きっさこ」などの取り組みを促進するとともに、気軽に顔を会わせて話し合い、地域福祉活動が進められる身近な福祉活動の場となる「交流広場」の整備などを、地域の空き資源を活用し、小さい集落などにも地域の自主的工夫で行えるよう支援します。
- 4) ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の親が孤立しないように、地域住民の日常的な見守りや声かけ運動などを促進し、悩みを抱える人や支援が必要な人の早期発見に努め、その情報が専門の相談機関につながり、適切に支援や課題解決が図られるよう、ともに助け合い、地域の中で予防・解決に取り組めるような体制を整えます。
- 5) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の基盤をさらに発展させ、中学校区を単位とした「共助の仕組みづくり支援事業」を展開し、ささえ合う仕組みと情報共有から解決に向けた取り組みシステムをつくりあげます。

### (2) 安心のネットワークづくり

#### 相談支援体制の充実

- 1) 総合相談支援を展開する「総合相談支援センター」の体制整備を進め、さまざまな相談のほか、虐待や自殺にも対応する情報の一元化を図り、住民から市内の医療機関や福祉施設、学校、公民館などの公共機関に寄せられた情報を、保健・医療・福祉のネットワーク形成により、いざというときに安心な体制を整えます。
- 2) 支援を必要とする人に対して、その状態に応じた保健・医療・福祉サービスを組み合わせ、サービスの量などを総合的に調整する体制や、地域のボランティア活動などと連携して、在宅での生活全般を支援するケアマネジメント体制を整備します。

#### 安心のネットワークづくり

- 1) 福祉・介護サービス提供事業者や相談支援機関、民生委員・児童委員、NPOやボランティア団体はじめ教育、就労など、さまざまな分野の機関・組織や団体と協働して、身近な生活課題に対応して総合的、効果的に地域福祉活動が進められるよう、地域の人々や団体を結ぶネットワークづくりを進めます。こうした地域のネットワークを活用して、きめ細かな福祉ニーズや課題の発見とその対応を進めるなど安心な地域づくりを進めるとともに、社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成や地

域福祉活動への住民参加を促進します。

- 2) 社会福祉協議会の地域福祉活動計画に位置付けられて地域福祉活動の進展を、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の体制と協働で、さらにネットワークづくりを促進します。

#### **地域の力を生かした住みよいまちづくり（災害に強い地域づくり）**

- 1) ひとり暮らしの高齢者や障がい者が、地域の中で安心して暮らせるように緊急通報システムを基盤に、社会福祉協議会を中心に町内会を単位として、町内のどこに、どういう支援を必要とする方がいるかについて、災害時要援護者の名簿作成が進められています。この情報をもとに、災害時要援護者避難支援プランを作成し、暮らしの安全の確保に努めます。また、民生委員・児童委員や自治会などと連携し、災害弱者を含めて、常日ごろから地域の要援護者の見守りや連絡体制の整備、安全確保対策を進めます。
- 2) 災害が発生した場合、一般の避難所生活や施設への緊急入所ができない高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等の方々が利用すべき「福祉避難所」対象者名簿を、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の災害対策部において作成し、安心して避難ができる体制を確立します。  
【湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の災害対策部会で災害時要援護者避難支援プランを策定】
- 3) 警察及び防犯協会や防犯指導隊、交通安全協会や交通指導隊、さらには保護司会や各小学校の通学見守り隊等関係団体と地域住民の連携を強化し、防犯・安全パトロール等を行うなど地域ぐるみで防犯活動や交通安全、青少年の健全育成を進めます。

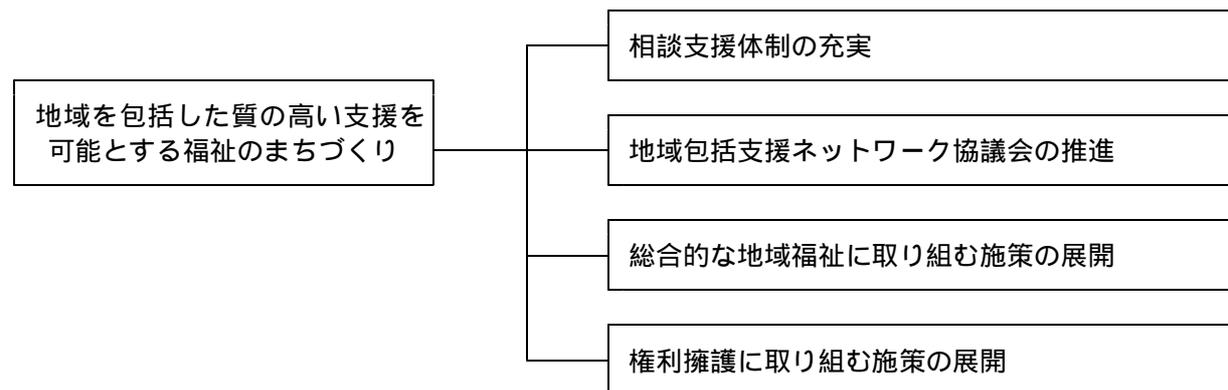
## 4 地域を包括した質の高い支援を可能とする福祉のまちづくり

地域でさまざまな法律や制度が運用または利用されていますが、それは制度別・年齢別という地域ケア体制の意識が縦割りになっているのが現実です。また、相談体制は、制度別に地域に機能分化し、点在していることから、困難なケースなどの調整には、関係機関の日程調整などに時間を費やし、すぐに関係者が集まり、解決策を協議することができにくい課題と市民がどこに相談に行ったらよいか分かりにくい問題があります。

利用者の立場に立った多様な福祉サービスの提供を促進するには、利用者に必要な情報を提供または入手するなど、さまざまな疑問や課題について、身近に相談することができるよう、仕組みや体制を整える必要があります。

そのためには、相談支援従事者の質の確保が重要な鍵を握ることになりますので、湯沢市は「総合相談支援センター」を設置し、市民の相談窓口の一元化を図り、そこで全ての相談が速やかに解決できる仕組みやサービスをつくり出すなど、人間尊重を基本に、地域とともに生きる質の高い福祉サービスが提供できるようにします。

### 施策の展開



## 施策推進の方針

### (1) 相談支援体制の充実

#### 地域福祉を総合的に推進する総合相談支援センター体制の構築

- 1) 地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、障がい者相談支援事業所、子育て支援センターをはじめとし、各種の社会福祉施設の相談支援体制や機能を充実するとともに、さまざまな相談支援機関を結ぶネットワークを形成し、多様な問題についての相談に対して、総合的かつ専門的な対応ができる総合相談支援センター体制を整えます。
- 2) 相談支援体制の中で最も重要な位置付けとしての民生委員・児童委員は、地域の実情や内情に詳しく、相談の背景にも精通しているため、地域のさまざまな課題や問題の情報を共有することにより、相談支援の専門職との連携と民生委員活動が深められます。
- 3) しかし、保健・福祉サービスは多岐にわたり、相談支援機関が制度別に地域に点在し、専門的な相談窓口が数多く設置されていることから、どこに行っても相談すればよいか分からないといったケースも少なくありません。そのため、市民は相談支援機関が面倒な機関になってしまいます。市民に分かりやすい相談支援機関として、「湯沢市総合相談支援センター」を設置し、そこで全ての相談が可能となり、解決が図られるシステムをつくります。
- 4) また、利用者が近くのかかる相談支援機関に相談に行っても、全ての相談支援機関が総合相談支援機関としての機能を共有し、インテーク情報が「湯沢市総合相談支援センター」に一元化されることにより、適切なチームアプローチにより問題が解決できる相談支援体制を確立します。
- 5) 障がいがあるのではないかと気づいた幼児や児童の個別ファイル化を湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の児童支援・療育部会で検討し、生涯にわたって関係機関に情報の共有ができる体制を図ります。
- 6) 地域には児童虐待や家庭内暴力など、さまざまな問題に直面しながら、誰に相談してよいか分からず困っている人もいます。また、ひとり暮らしの高齢者など、近隣の見守りが必要な人々も少なくありません。こうした人々が安心して地域で暮らすため、日常的な近隣のふれあいや交流を深めながら、地域の見守りの活動を促進し、問題の早期発見に努めるとともに、隣近所のちょっとした異変や気づきを民生委員・児童委員や市役所（総合支所、地区センター）、在宅介護支援センター、社会福祉協議会（地区福祉サポートセンター）等に通報・連絡することにより、総合相談支援センターにつながる、地区のきめ細かな地域福祉のネットワークづくりを進め、地域福祉活動の中で把握したニーズを専門機関等と協力しながら、適切な福祉サービスに結び付けることができる体制や仕組みを整えます。
- 7) 医師による往診、訪問看護ステーションによる訪問看護、保健師が行う健康増進の訪問指導、ホームヘルパーが行う日常生活の支援活動などの地域訪問活動をとおして、家庭が抱える保健福祉ニーズの把握に努め、保健・医療・福祉などに関する専門的な相談や保健福祉サービスの適切な利用につなげます。また、市民のかかりつけ医（ホームドクター）の普及を進め、適切な相談や医療サービス等が受けられるようにします。
- 8) 相談支援従事者（社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員、家庭相談員等）の質を向上させるために、定期的にケースカンファレンス等を行い、ケースマネジメントの実践をとおした相談支援従事者が比較される場を設定し、実践能力を高める現任訓練を行います。
- 9) 身近な暮らしの問題を解決するため、地域福祉の最先端で活躍している民生委員・児童委員や身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動が効果的に進められるよう、福祉サービスの制度改革、地域福

祉活動などについての研修会の開催や意見交換、情報収集等の活動を支援します。

## (2) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の推進

- 1) 地域のさまざまな支援体制や地域福祉の推進体制が、制度別・年齢別の意識で機能するのではなく、「地域を包括して支援していくネットワークを構築していこう」という理念の共有が、地域福祉に最も重要です。
- 2) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会は、平成20年3月26日に設立され、8つの部会から構成され、毎月定例的に部会が開催されています。部会には毎月、さまざまな地域の問題や課題が提出され、その全てが解決されています。
- 3) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会は、地域のさまざまな問題や課題を出し合い、それを共有し、どのようにしたら解決できるかを、問題・課題に応じた関係者に集まってもらい、適切に解決策を講じ、地域福祉として定着させていく議論の場としての進展を図ります。
- 4) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会では、市民が必要な時に必要な福祉に関する情報を手軽に選んで入手できるよう、福祉サービスを分かりやすく紹介する湯沢雄勝福祉ガイドブックや各種のパンフレットの作成、広報誌やホームページなどを活用した福祉サービスについての情報提供を積極的に進めます。また、高齢者や障がい者など対象となる市民に応じて、福祉サービスの情報提供を当事者に分かりやすい内容や方法で行うように努めます。
- 5) 行政や福祉事業者などが行う公的な福祉サービスだけでなく、自治組織や社会福祉協議会（地区福祉サポートセンター、支部社会福祉協議会）、ボランティア団体などの福祉活動についての情報を集収、整理するとともに、インターネットなどを活用して、多様な主体を結ぶ保健福祉の情報ネットワークづくりを進めます。
- 6) 市民が適切な福祉サービスを選択できるよう、福祉サービス提供者によるサービス内容についての広報や評価結果の公表など、積極的な情報公開と情報提供を促進します。

## (3) 総合的な地域福祉に取り組む施策の展開

- 1) 地域福祉を展開するときに最も重要な視点は、地域にあるさまざまな社会資源が、共通の理念のもとに役割を共有し、ネットワークの上に機能し合うことです。そのためには、社会福祉事業の中心的担い手である社会福祉法人が、社会貢献の意識を共有し、地域福祉の推進役になっていただくことが有効です。
- 2) そのためには、1施設1法人という経営基盤の脆弱な社会福祉法人は、新たな社会貢献を図るにも、経営上の限界から、本来社会福祉法人に求められている社会貢献ができず、サービスにも限界が生じます。経営の安定した法人運営をするには、法人の合併による体力増強が重要です。湯沢市は、社会福祉法人のグランドデザインを策定し、地域に質の高いサービス提供が可能となる基盤整備を社会福祉法人と協働してつくり上げます。
- 3) 湯沢市の地域福祉を総合的に構築していくため、中学校区（地域によっては小学校区）ごとの地域福祉システムの取り組みを具体的に推進します。そのためには、社会福祉協議会や他の社会福祉法人、NPO、相談支援の専門機関（専門職として社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、障がい者相談支援専門員等）及び民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等との協働により、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会において、3年間の中で議論・集積を図り、将来性と継続可能な地域福祉推進システムの構築を図ります。
- 4) 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会は、真に必要で効果的な施策の構築を図るものであるため、

行政は「初期投資」と「補完性の原則」に重点をおき、将来的に持続可能なシステムを議論するとともに、具体的推進体制と協働を明確化します。

#### (4) 権利擁護に取り組む施策の展開

##### 地域福祉権利擁護事業の充実

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がいなど判断能力が十分ではない人が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用の支援及び利用料の支払いなどを援助する地域権利擁護事業について、積極的な情報提供を進めるとともに、湯沢市総合相談支援センターの専門職による相談支援体制を充実するなど、分かりやすく、利用しやすい制度の運用に努めます。

##### 成年後見制度の利用支援

1) 認知症などにより判断能力が十分ではない人で、財産管理や契約などの法律行為を自分でできない人を支援する成年後見制度について広報を行うとともに、湯沢市総合相談支援センターに相談窓口を設置し、適切な活用を推進します。また、成年後見制度の活用が必要な人で、身寄りがいないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより利用を支援します。

2) 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の運用に当たっては、緊密な連携を行い効果的に市民の権利を擁護できるように努めるとともに、総合的な対応が行えるよう支援体制の充実に努めます。

具体には、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会に権利擁護部会を設置し、社会福祉士等の専門職による問題解決を図ります。また、虐待対策についても、権利擁護部会のサブ機能として、虐待専門チームを設置し、専門チームによる実践力ある対応を図ります。

##### 福祉サービスに対する苦情への適切な対応

1) 福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、質の高いサービスの向上を図るためには、福祉サービスについての苦情に適切に対応することが重要です。このためには、苦情や意見が述べやすい環境をつくるなどの窓口の工夫を図る体制と、客観的かつ迅速に苦情解決ができる体制整備を要請します。

2) 市や社会福祉協議会における福祉サービスに関する苦情相談体制を充実し、関係機関と連携して適切な対応が行えるようにします。

##### 透明性の確保

福祉サービスは公共性の高い事業であり、社会的に大きな責任が伴います。社会福祉事業を適正に推進するため、事業運営などについて情報公開や利用者・住民等の参加の促進など、透明性の高い事業運営を行うよう、地域包括支援センター運営協議会や湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の機能を用いて透明性の確保を働きかけます。

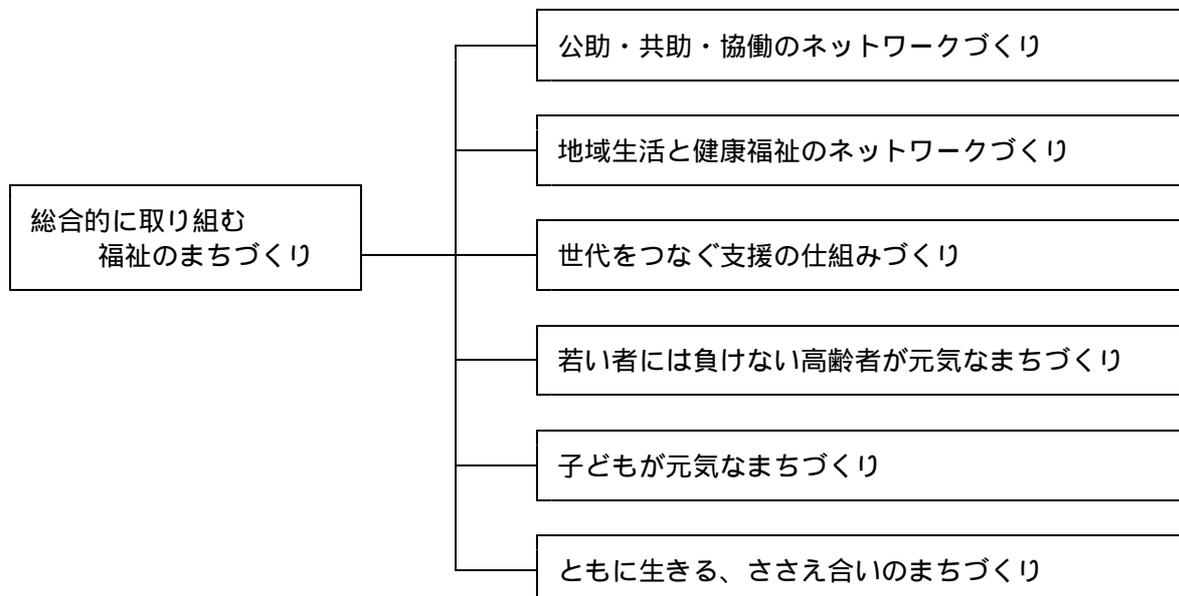
## 5 総合的に取り組む福祉のまちづくり

少子高齢化と人口減少の進行、国、地方の危機的な財政状況や制度改革など、社会の大きな変化に対応しつつ、市民の暮らしの安心を支えるためには、行政は重点的かつ総合的な施策展開を行うとともに、市民と地域を起点とする新しいまちづくりの仕組みを創造するなど、さまざまな改革を進める必要があります。

これまで高齢者、障がい者、子ども、ひとり親家庭など制度別・年齢別に福祉行政が進められてきましたが、地域におけるさまざまな生活課題に対応するためには、専門的な取り組みとともに、それぞれの専門分野のサービスを効果的につなぎ、総合的に対応することが重要です。保健・医療・福祉をはじめ教育、環境、産業など幅広い分野や多様な主体を結ぶネットワークを形成し、総合相談支援センターの機能を通じて市民の生涯を通じた安心な暮らしを支援します。

また、厳しい行財政環境に対応して、重点的に取り組む政策分野を明らかにし、選択と集中を基本にこれまでの仕組みや施策の改革推進により、市民や社会福祉法人等との協働のもとに持続可能な福祉行政を推進します。

### 施策の展開



## 施策推進の方針

### (1) 公助・共助・協働のネットワークづくり

- 1) 市民、NPO、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業、行政など、福祉に関する多様な主体の活動をつなぎ、適切な役割分担のもとに、それぞれの特徴を發揮し、協働して地域福祉を進められるよう、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の議論と実践を踏まえ、福祉のネットワークを形成します。
- 2) 多様な主体が、共通する理念や指針のもとに連携し、効果的に地域福祉を進められるよう、この計画や地域福祉活動計画の広報を進め理解を得るように努めます。また、社会福祉協議会、福祉サービスの提供者、大学等研究機関と情報交流や共同研究などを進め、政策形成、人材育成、情報提供などの機能を充実するとともに、健康福祉情報ネットワークを構築し、地域福祉に関するさまざまな情報提供を進めます。

### (2) 地域生活と健康福祉のネットワークづくり

- 1) 市民の健やかな暮らしづくりを基本に据えながら、健康づくりと福祉分野の連携を一層強化し、総合的に施策を推進します。また、高齢者、児童、障がい者、低所得者、ひとり親家庭など、分野別の施策やサービスをつなぎ、総合的な相談支援体制の充実、横断的な施策展開、福祉施設における複合的なサービスの提供を促進します。
- 2) 保健・医療・福祉をはじめ生涯学習、環境、交通などの生活関連分野の連携を強化し、市民のさまざまな福祉ニーズに的確に対応して、総合的、効果的な施策が進められる体制を整えます。
- 3) 「ともに生きる社会の形成」のため、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の活発な部会機能の伸展により、広域的な施設や福祉サービスとの連携を強化し、地域における活動や福祉サービスを支援する重層的なネットワークづくりを進めます。  
特に、精神障がい者は医療の文化で取り込まれてきたところではありますが、今後は、福祉の文化を構築し、相談支援体制を強化する中で、「社会的扶養」の社会化を推進・啓発するため、湯沢市地域福祉セミナーや湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会公開研修会の充実を図ります。

### (3) 世代をつなぐ支援の仕組みづくり

- 1) 子ども、青少年、成人、高齢者などの世代間交流を促進し、相互のささえ合いや理解が深められるよう、高齢者施設や障がい者施設の地域交流スペースでの、保育園児や小学生などの季節行事等の交流や「社会を明るくする運動」月間における青少年体験ボランティアの開催など、福祉サービス提供施設が積極的に企画するなど、多様な世代間を結ぶ施策の連携や事業を進めます。
- 2) 老人クラブ活動の年間事業計画に、ゲートボール交流やペタンク交流、環境美化活動交流、昔の生活伝承交流等を企画していただき、世代間交流の推進を進めます。

### (4) 若い者には負けない高齢者が元気なまちづくり

- 1) 急激な高齢化の伸展に伴い、地域では職業能力や幅広い知識や技術を持つ退職後の元気な高齢者が増加しています。このような「若い者には負けない高齢者」がさまざまな分野で元気に活躍する活力ある高齢社会を創造するため、横断的な組織体制の整備、政策研究の充実、モデル事業の実施など、総合的かつ重点的に取り組みます。

- 2) 「若い者には負けない高齢者」が地域づくりや地域福祉の担い手として活躍できるよう、関係機関や地域と連携し、老人クラブの活性化、シルバー人材センターの活性化など地域における交流やボランティア活動の拠点づくり、高齢者地域貢献事業活動、さらには山菜採りや農業などの生きがい・健康づくりと介護予防の充実などに取り組みます。
- 3) 高齢者が意欲や能力に応じて働き続けられるよう、就業の場づくり、シルバー人材センターや高齢者職業相談室の充実、コミュニティビジネスの起業支援などを進めます。
- 4) 「若い者には負けない高齢者」のさまざまな知識経験や技能を生かし、学校教育、生涯学習などの場での指導、世代間交流や伝統文化の継承、地域のボランティア活動などを促進します。
- 5) 支援が必要な高齢者が地域で暮らし続けられるよう、多様な福祉サービスを組み合わせ効果的に利用できる体制を整備します。

### (5) 子どもが元気なまちづくり

- 1) 次代を担う子どもたちを安心して産み育てられる子育て環境の整備や青少年の健全育成を図るため、保健福祉と教育の連携を強化し、一体的な方針のもとに施策を推進するとともに、男女共同参画や雇用、生活環境などの分野を結び総合的な取り組みが行えるような体制を整えます。
- 2) 子育てに関する相談支援体制や保育サービスの充実など多様な子育て支援を進めるとともに、子育てサークルやボランティア団体を育成するなど、地域における子育て支援センターの機能や教育力を高めます。また、公民館や保育園、福祉施設の地域交流スペースなどを活用して子ども同士が元気に遊ぶとともに、高齢者・障がいのある人などさまざまな世代の人々と楽しく交流し、子どもたちが豊かな感性を育むことができるよう交流の場や機会を拡充します。
- 3) あらゆる分野における男女共同参画の推進、雇用環境の整備、多様なニーズに対応する保育サービスや放課後児童支援や障がい児の日中一時支援等の提供など、仕事と子育ての両立を支援するとともに、健やかに子どもを産み育てられるよう、子どもや母親の健康づくりの支援や小児医療体制の充実、児童虐待の防止などの取り組みを進めます。【湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の児童支援・療育部会と権利擁護部会及び虐待専門チームの活用】

### (6) とともに生きる・ささえ合いのまちづくり

- 1) 誰もが地域の中で人としての尊厳を持って暮らせるよう、教育、保健福祉、生活環境、雇用などの分野を結び、権利擁護等の人権学習の推進、バリアフリーを含めた生活環境の整備、社会システムや慣習の意識改革など、ともに生きる、ささえ合いのまちづくりを総合的に進める体制として、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の充実と議論を推進します。
- 2) 障がいのある人もない人も、相互に認め合い、ともに生き、ささえ合いながら地域で暮らせるよう、さまざまな交流の場や機会をつくとともに、障がい者に対する理解を深めるための啓発活動などを進めます。
- 3) 障がいのある人が地域の中で自立して暮らせるよう、湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会の機能を十分に活用し、児童支援・療育体制、障がい児保育や教育の充実、相談支援体制や各種福祉サービスの充実、就労支援など、地域を包括した支援を進めます。
- 4) 障がい者や高齢者をはじめ誰もが住みやすく活動しやすい生活環境を形成するため、各種施設のバリアフリー化や湯沢駅前通りの点字誘導の設置を進めるとともにユニバーサルデザインの普及に取り組みます。